

税制としての構成について — 税か寄附か —

① 税

② 寄附 (②-1 所得控除 ②-2 税額控除)

[論点] 「ふるさと納税」について、税として納めることとするのか、寄附による対応を図ることとするのか。

視点1 受益と負担の関係

① 住所地の地方団体における「受益と負担」

・税として納める場合(個人住民税の一部を他の団体に納付)

・寄附による対応の場合(他の団体に対する寄附が行われることにより個人住民税が減額)

② 「ふるさと納税」の対象となる、住所地以外の地方団体における「受益と負担」

・税として納める場合(個人住民税が他の団体の居住者から納付される)

・寄附による対応の場合(他の団体の居住者からの寄附)

□ 「受益と負担の関係」の意味

□ 「受益と負担の関係」と時間軸

□ 税として納める場合と寄附による対応の場合のそれぞれにおける「受益と負担の関係」

視点2 課税権に関する課題

「受益と負担の関係」の議論を踏まえ、納付先(住所地以外)の地方団体の課税権を根拠づけることができるか。

- ※ 税として納めることとする場合に固有の論点。
- 納付先(住所地以外)の地方団体の課税根拠の説得性
- 課税技術上の可能性、仕組みの複雑性

視点3 納付先を任意に選べる仕組み

納付先を任意に選べる「税」を設けられるか。

- ※ 税として納めることとする場合に固有の論点。
- 租税の強制性と納税者の意思(納税者主権)との関係

視点4 住民間の公平性

- ① 税の場合(「ふるさと納税」を行わない者と行う者との間の負担の差)
- ② 寄附の場合(寄附の結果としての税負担の軽減と公平性の原則との関係)
- 税として納める場合と寄附による対応の場合のそれぞれにおける公平性